次条第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十二項第一号	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧租税特別措置法施行令」という。）第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第一号
第六十八条の九第六項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた法	法第六十八条の九第六項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
次条第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十二項第五号	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第五号
あるのは「法	あるのは「旧租税特別措置法
法第六十八条の九第二項	旧租税特別措置法第六十八条の九第二項
次条第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十二項第二号	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第二号
「第六十八条の九第三項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項及び第二項第一号の規定により読み替えられた法	「法第六十八条の九第三項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項及び第二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
合計額（法	合計額（旧租税特別措置法
及び法	及び旧租税特別措置法
又は同条第十三項	又は旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十三項
「第六十八条の九第七項」とあるのは「第六十八条の九の二第一項及び第五項第一号の規定により読み替えられた法	「法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧租税特別措置法第六十八条の九の二第一項及び第五項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法
又は法	又は旧租税特別措置法
「次条第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十二項第七号」とあるのは「次条第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十二項第四号」とあるのは「次条第十二項第一号の規定により読み替えられた第三十二項第七号	（第三十六項において準用する第三十三項」とあるのは「旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第一号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第七号（同条第三十三項において準用する同条第三十六項
同条第十六項	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十六項

第五項第二号

前条第七項第一号イ	新租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第七項第一号イ
第六十八条の九第一項」とあるのは「	法第六十八条の九第一項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第八条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この項において「旧租税
読み替えられた法	読み替えられた旧租税特別措置法
次条第十二項第二号の規定により読み替えられた第三十二項第一号	租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百十四号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下この項において「旧租税特別措置法施行令」という。）第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第一号
第六十八条の九第六項」とあるのは「	法第六十八条の九第六項」とあるのは「旧租税特別措置法
次条第十二項第二号の規定により読み替えられた第三十二項第五号	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第五号
あるのは「法	あるのは「旧租税特別措置法
次条第十二項第二号の規定により読み替えられた第三十二項第二号	旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第二号
「第六十八条の九第三項」とあるのは「	「法第六十八条の九第三項」とあるのは「旧
（法	（旧租税特別措置法
及び法	及び旧租税特別措置法
（一）とあるのは「次条第十二項第二号の規定により読み替えられた第三十二項第四号（同条第十三項	（第三十三項」とあるのは「旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十二項第二号の規定により読み替えられた旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十二項第四号（旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九の二第十三項
又は」と、	又は旧租税特別措置法施行令第三十九条の三十九第三十三項」と、
「第六十八条の九第七項」とあるのは「	「法第六十八条の九第七項」とあるのは「旧租税特別措置法